

## News Release

平成 23 年 8 月 12 日

## 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起

「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘を巡るトラブルについて、各地の消費生活センターに寄せられる相談が増加しています。

消費者庁が調査したところ、少なくともいくつかの業者が関与した事例について、消費者事故等にあたる不適切な勧誘行為に関する情報を確認しました。

このため、消費者庁では、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の注意を喚起することとしました。

## （注意喚起の要旨）

- 実際には業者が鉱業法上の権利（鉱物の採掘・取得に関する権利）を有していないにもかかわらず、あたかもそれを有していて、取引の対象である「権利」や「証券」が販売または発行されるかのような説明が行われています。
- 事例で名を挙げた業者から、事例で紹介したパンフレット等が送付されても、勧誘に応じないようにしましょう。
- 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関し、他の業者から、紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、慎重に対応してください。

本件に関する問い合わせ先

消費者庁 消費者政策課

消費者事故対応室

TEL : 03(3507)9187 (直通)

# 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起

## 1. 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関するトラブルの状況

「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘を巡るトラブルについて、各地の消費生活センターに寄せられる相談が増加しています。

消費者庁が調査したところ、少なくともいくつかの業者が関与した事例について、消費者事故等にあたる不適切な勧誘行為に関する情報を確認しました。

このため、消費者庁では、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の注意を喚起することとしました。

### (注意喚起の要旨)

- 実際には業者が鉱業法上の権利（鉱物の採掘・取得に関する権利）を有していないにもかかわらず、あたかもそれを有していて、取引の対象である「権利」や「証券」が販売または発行されるかのような説明が行われています。
- 事例で名を挙げた業者から、事例で紹介したパンフレット等が送付されても、勧誘に応じないようにしましょう。
- 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関し、他の業者から、紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、慎重に対応してください。

## 2. 具体的な業者名と勧誘事例

### 事例 1

- ◎ 電話で突然見知らぬ業者（以下「買取り業者 A」という。）から、「封筒が届いていないか。」との問い合わせがあった。
- ◎ 裏表紙に「開発事業者 株式会社山神鉱床」と記載した「黄金の国ジパング 日本復興への道」と題する鉱山に関するパンフレット等が、「株式会社ビジネスタウン」と「株式会社山神鉱床」の連名で送付されてきた。封筒には、パンフレットの他、「申込取扱事業者 株式会社ビジネスタウン」と記載された「日本復興プログラム会員権（販売指定 1 次募集）のご案内（採掘権利付譲渡担保設定契約）」と題する資料（以下「ご案内」という。）及び「株式会社ビジネスタウン」宛の「入会申込書（契約書面）」等が同封されていた。
- ◎ 「ご案内」には、次のような記載があった。
  - ・ 「販売価格 100,000 円／1 口（税込）」
  - 価格内訳

債権譲渡価格 90,000 円

組合入会金 10,000 円

\* 債権譲渡価格は入会に至った月の末日より、1年を経過した月の末日を返還日として、全額返還致します。」

- ・ 「会社商号 株式会社 山神鉱床」
- ・ 「発行証書 当該承認後、ご本人様名義の権利証をお申込住所に送付致します。」
- ・ 「利益分配権 年利6～12%を償還利息とする。」

- ◎ 買取り業者Aから、「『株式会社ビジネスタウン』が販売する日本復興プログラム会員権を購入してくれれば、上乘せした額で買い取りたい。」との連絡があった。
- ◎ 消費者は「株式会社ビジネスタウン」に申込み、代金の支払いを行った。
- ◎ その後、「株式会社ビジネスタウン」と「株式会社山神鉱床」の連名により、「株式会社山神鉱床」名義の「採掘権利譲渡担保債権」と題する証書と「株式会社ビジネスタウン」が代金を領収したことを証する「領収証」が送付されてきた。

#### 事例 2-1

- ◎ 「合同会社ヤマト興産」から電話があり、「『合同会社薩州鉱山』のパンフレットは届いたか。『合同会社薩州鉱山』は国の承認を得て、金の採掘事業を行っており、貴重な鉱物担保証券を発行している。証券は1口10万円である。」との連絡があった。  
(注) 正確には、「合同会社薩州鉱山」の「薩」の字は、「文」の部分が「立」。(以下この文書において同じ。)
- ◎ 見知らぬ業者(以下「買取り業者B」という。)から電話があり、「『合同会社ヤマト興産』が販売する鉱物担保証券を買取り業者Bに代わり購入してくれれば、上乘せした額で買い取りたい。」との連絡があった。
- ◎ 「合同会社ヤマト興産」から封筒が届いた。封筒には、表紙及び裏表紙に「合同会社薩州鉱山」と記載された「金品位世界一 鹿児島金の」と題する金や鉱山に関するパンフレットと、「合同会社ヤマト興産」宛の「鉱物担保証券申込書」が同封されていた。
- ◎ 「鉱物担保証券申込書」には、次のような記載があった。
  - ・ 「事業地：鹿児島県枕崎市 12453R の鉱区」
  - ・ 「1口の金額：金 100,000 円～」
  - ・ 「償還期間：2年」
  - ・ 「※法人または、海外在住の方はお申し込みできません。」
  - ・ 「●配当金受取口座」
- ◎ 消費者は「合同会社ヤマト興産」に申込み、代金の支払いを行った。

- ◎ 「合同会社ヤマト興産」から「会社の商号 特定目的会社 合同会社 薩州鉱山」などと記載された「合同会社薩州鉱山」名義の「鉱物担保証券」が送付されてきた。
- ◎ その後、買取り業者Bに証券を渡し、お金を受け取る約束をしたが、直前にキャンセルされ、以降連絡がとれなくなった。

### 事例 2-2

- ◎ 宅配便会社を名乗る者から消費者に、「封筒を送るので住所を確認したい。」と電話があった。
- ◎ 「合同会社中部産業」から封筒が届いた。封筒には、表紙及び裏表紙に「合同会社 薩州鉱山」と記載された「金品位世界一 鹿児島金の金」と題する金や鉱山に関するパンフレットと、「合同会社中部産業」宛の「鉱物担保証申込書」が同封されていた。
- ◎ 「鉱物担保証申込書」には、次のような記載があった。
  - ・「事業地：鹿児島県枕崎市 12453R の鉱区」
  - ・「1口の金額：金 100,000円～」
  - ・「償還期間：2年」
  - ・「※法人または、海外在住の方はお申し込みできません。」
  - ・「●配当金受取口座」
- ◎ 見知らぬ業者（以下「買取り業者C」という。）から消費者に、「住まいの地域を限定して電話している。『合同会社薩州鉱山』の鉱物担保証を1口10万円で購入してくれれば、上乘せした額で買い取りたい。」と電話があった。
- ◎ 買取り業者Cは、消費者に「電話番号をメモするように。」と言い、消費者は電話番号を復唱させられた。

### 事例 3

- ◎ 「合同会社天然資源開発コンサルティング」から消費者に、「環境の中に生きる鉱脈」と題する鉱脈・鉱床に関するパンフレットと、同社宛の「鉱物担保証券申込書」等が封筒で届いた。
- ◎ 「鉱物担保証券申込書」には、次のような記載があった。
  - ・「事業地：山形県鶴岡市 面積 27,074R の鉱区」
  - ・「1口の金額：金 100,000円」
  - ・「償還期間：2年」
  - ・「配当金受取口座」
- ◎ 消費者に見知らぬ業者（以下「買取り業者D」という。）から電話があり、『合同会社天然資源開発コンサルティング』のパンフレットを探しているが、企業では鉱物担

保証券を購入できないため、代理で購入してほしい。」と言われた。

- ◎ 消費者は「合同会社天然資源開発コンサルティング」に3口申込み、代金を支払った。
- ◎ 消費者は「合同会社天然資源開発コンサルティング」から、「1口余計に無償譲渡する。」と言われた。
- ◎ これを受けて消費者は、買取り業者Dに4口譲る約束をした。
- ◎ 「合同会社天然資源開発コンサルティング」から、同社とは別の会社の名義の「鉱物担保証券」が送られてきたが、3口分だった。
- ◎ 消費者が3口しか譲渡できない旨を買取り業者Dに伝えると、「消費者から4口もらう予定で他社に譲ることにしていた。4口もらうという約束が守られないと消費者のせいで何千万円もの損害が出る。」と言われた。

なお、商業・法人登記は、「株式会社山神鉱床」及び「株式会社薩州鉱山」については不明であり、その他の社について、その概要は下記のとおりである。(いずれも平成23年7月11日現在)

#### 株式会社ビジネスタウン

商号	株式会社ビジネスタウン
本店	東京都中央区銀座三丁目8番4号-6F
会社成立の年月日	平成23年4月26日
資本金の額	金1000万円
代表取締役	加藤千秋

#### 合同会社ヤマト興産

商号	合同会社ヤマト興産
本店	川崎市高津区諏訪一丁目23番9号リバーサイド201
会社成立の年月日	平成23年5月30日
資本金の額	金500万円
代表社員	古賀重敏

#### 合同会社中部産業

商号	合同会社中部産業
本店	東京都杉並区南荻窪四丁目45番8号シェ・モワ荻窪B館202
会社成立の年月日	平成23年6月3日
資本金の額	金500万円
代表社員	渡部忠明

#### 合同会社天然資源開発コンサルティング

商号	合同会社天然資源開発コンサルティング
本店	東京都目黒区目黒一丁目5番24号エステートヤマザキIV201
会社成立の年月日	平成23年4月19日
資本金の額	金500万円
代表社員	島村裕一

※ 詳細は別添「参考資料」を御参照ください。

### 3 これら事例の問題点

(1) 勧誘資料に掲載された業者は、勧誘資料の中に名が挙げられた鉱山や鉱区に、鉱業法（昭和25年法律第289号）上の権利（鉱物の掘採・取得に係る権利）を有していないことを、消費者庁として確認しています。しかし、勧誘にあたり、当該業者が当該鉱山・鉱区に権利を有していないという重要な事実が説明されていません。すなわち、これら事例においては、実際には業者が鉱業法上の権利を有していないにもかかわらず、あたかもそれを有して、取引の対象である「権利」や「証券」が販売または発行されるかのような説明が行われています。

（注）鉱物を掘採・取得するためには、鉱業法に基づく権利（鉱業権（※）又は租鉱権）を取得する必要があります。これらの権利は、国に対し設定等の申請をし、許可を受け、鉱業原簿に登録することで効力が発生します。逆に言えば、ある者について鉱業法に基づく権利が鉱業原簿に登録されていなければ、鉱物の掘採・取得に係る権利はその者に発生していないといえます。

（※）鉱業権には、「試掘権」と「採掘権」の2種類があります。

(2) 勧誘資料によると、取引の対象となっているのは、「日本復興プログラム会員権（採掘権利付譲渡担保設定契約）」といった「権利」や「鉱物担保証券」といった「証券」です。しかし、これらの具体的な内容に関しては不明な点が多く、何ら説明が行われていません。

### 4 消費者へのアドバイス

◎ 紹介した事例で名を挙げた業者による「鉱山の採掘権」や「鉱物」に関する権利の勧誘については、前記のとおり様々な問題点が確認されています。

事例で名を挙げた業者から事例で紹介したパンフレット等が送付されても、勧誘に応じないようにしましょう。

◎ これらの業者からパンフレット等が送付された後、別の業者などを名乗る者から、「購入した権利や証券を高値で買い取るので代わりに買ってほしい。」などと勧誘する、「劇場型」と呼ばれる事例の相談が寄せられています。

しかしながら、このような場合に実際に行われた事例は、消費者庁では一件も確認していません。「高値で買い取る」という話を安易に信じないようにしましょう。

◎ 勧誘資料において「日本復興プログラム会員権（採掘権利付譲渡担保設定契約）」といった「権利」が申込の対象となっていたり、申し込んだ消費者に対して「鉱物担

保証券」といった「証券」が送付されたりしています。しかし、このような「権利」や「証券」は、法律で定義されたり一般の商取引で広く使用されている概念ではなく、具体的な内容があいまいなものです。

何が取引の対象となっているのかあいまいなで理解できないところが少しでもある場合は、絶対に契約をしてはいけません。

- ◎ 不審に思った場合、断つてもしつこく勧誘された場合などは、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

- 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）

電話 0570-064-370

- 警察（警察安全相談窓口）

電話 #9110

- ◎ 消費者からの鉱業権等に関するお問い合わせや鉱業権設定の事実関係の確認は、経済産業省等（各経済産業局、内閣府沖縄総合事務局経済産業部）の各消費者相談室でも承っています。

- 経済産業省等の問い合わせ先

- 【北海道経済産業局消費者相談室】

TEL：011-709-1785（相談専用）

受付時間：10:00～16:15（12:00～13:00 除く）（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

- 【東北経済産業局消費者相談室】

TEL：022-261-3011（相談専用）

受付時間：10:00～16:00（12:00～13:00 除く）（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

- 【関東経済産業局消費者相談室】

TEL：048-601-1239（相談専用）

受付時間：10:00～16:00（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

- 【中部経済産業局消費者相談室】

TEL：052-951-2836（相談専用）

受付時間：10:00～16:00（月～金曜日 年末年始祝日を除く）

- 【近畿経済産業局消費者相談室】

TEL：06-6966-6028（相談専用）

受付時間:9:30~16:00 (月~金曜日 年末年始祝日を除く)

【中国経済産業局消費者相談室】

TEL : 082-224-5673 (相談専用)

受付時間:9:00~16:00 (12:00~13:00 除く) (月~金曜日 年末年始祝日を除く)

【四国経済産業局消費者相談室】

TEL : 087-811-8527 (相談専用)

受付時間:9:00~16:00 (月~金曜日 年末年始祝日を除く)

【九州経済産業局消費者相談室】

TEL : 092-482-5457・5458 (相談専用)

受付時間:9:30~16:30 (12:00~13:00 除く) (月~金曜日 年末年始祝日を除く)

【内閣府沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室】

TEL : 098-862-4373 (相談専用)

受付時間:10:00~16:00 (12:00~13:00 除く) (月~金曜日 年末年始祝日を除く)

【経済産業省 (本省) 消費者相談室】

TEL: 03-3501-4657 (相談専用)

受付時間:10:00~16:00 (月~金曜日 年末年始祝日を除く)

- ◎ この文書は、現時点で不適切な勧誘行為等を確認できた事例について、具体的な業者の名を挙げ注意喚起を行うものであり、この文書で名を挙げていない業者による勧誘について問題がないことを示すものではありません。「鉱山の採掘」や「鉱物」に関し、他の業者から、この文書で紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、上記の各アドバイスを参考としながら慎重に対応してください。

山神鉱床・ビジネスタウンによる勧誘の詳細（事例1）

<「黄金の国ジパング 日本復興への道」と題するパンフレットの記載概要>

- ・開発事業者：株式会社山神鉱床
- ・提携事業者：株式会社ビジネスタウン
- ・鹿児島・菱刈鉱山西部で金鉱脈発見

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は平成15年度から精密地質構造調査として北薩・山田地域においてボーリング調査を実施してきましたが、今年度実施したボーリングにより金品位22.02g/tと金品位21.58g/tの鉱脈を発見しました。今回発見された金鉱脈は、菱刈鉱山本鉱床の西方、山田鉱床の西北西に位置しており、今後は民間企業の探鉱に引き継がれる予定です。

<「日本復興プログラム会員権（販売指定1次募集）のご案内（採掘権利付譲渡担保設定契約）」と題する資料の記載概要>

- ・販売価格 100,000円/1口（税込）
  - 価格内訳 債権譲渡価格 90,000円 組合入会金 10,000円
  - \*債権譲渡価格は入会に至った月の末日より、1年を経過した月の末日を返還日として、全額返還致します。
- ・募集要項
  - 会社商号 株式会社 山神鉱床
  - 種類 採掘権利付譲渡担保設定契約
  - 募集口数 （販売指定1次募集）定数100人 500口
  - 発行証書 当該承認後、ご本人様名義の権利証をお申込住所に送付致します。
  - 期間 1年償還
  - 利益分配権 年利6～12%を償還利息とする。
- ・管理組合
  - 管理組合では採掘施設の営業権、不動産などの一部又は全部の取得若しくは担保設定を行います。管理組合では運営会社の倒産隔離を主たる目的として、不測の事態が発生した場合、管理組合は停止条件を発動し直ちに資産を保全して、会員権利の確保を行うことを目的としております。
- ・申込取扱事業者 株式会社ビジネスタウン

<「重要事項約款」と題する資料の記載概要>

- ・会員制事業者の名称 株式会社山神鉱床
- ・申込取扱事業者の名称 株式会社ビジネスタウン
- ・利益分配権
  - 年間予想利益に準じ下限6%、上限12%を契約日の翌月末より指定口座に振込とする。（日割り計算より算出）

・発行証明

当該承認後、ご本人様名義の権利証をお申込住所に送付致します。

<「採掘権利譲渡担保債権」と題する証書の記載概要>

・ 1次 ○○口券

・ 金 ○○ 圓

・ 利率年 ○○ %

・ 本債権は株式会社山神鉱床が平成 23 年 3 月 15 日開催した取締役会の決議に従い、本債権記載の要領により直接募集し発行した債券である。

(注)「○○」には具体的な数字が記載されている。

薩州鉱山・ヤマト興産による勧誘の詳細（事例 2-1）

<「金品位世界一 鹿児島金の金」と題するパンフレットの記載概要>

・ [枕崎見初鉱山]

鹿児島県採掘権 915 号

鹿児島県枕崎市 12453R

◎推定品位、推定埋蔵量

・ 金品位 20 g/t ・ 鉱量 60 万トン以上

・ 合同会社 薩州鉱山

<「鉱物担保証券申込書」の記載概要>

・ 事業地：鹿児島県枕崎市 12453R の鉱区

・ 1口の金額：金 100,000 円～

・ 募集人数：100 名

・ 償還期間：2 年

・ 法人または、海外在住の方はお申し込みできません。

・ 本申込書記載事項を承認の上、上記の証券を申し込みいたします。

・ ●配当金受取口座

・ 合同会社 ヤマト興産

<「鉱物担保証券」の記載概要>

・ この証券は記名者が権利を有することを証する

・ 会社の商号 特定目的会社 合同会社 薩州鉱山

薩州鉱山・中部産業による勧誘の詳細（事例 2-2）

<「金品位世界一 鹿児島金の金」と題するパンフレットの記載概要>

(事例 2-1 に同じ。)

< 「鉱物担保証申込書」の記載概要 >

- ・事業地：鹿児島県枕崎市 12453R の鉱区
- ・1口の金額：金 100,000 円～
- ・募集人数：100 名
- ・償還期間：2 年
- ・法人または、海外在住の方はお申し込みできません。
- ・本申込書記載事項を承認の上、上記の証券を申し込みいたします。
- ・●配当金受取口座
- ・合同会社 中部産業

天然資源開発コンサルティングによる勧誘の詳細（事例3）

< 「環境の中に生きる鉱脈」と題するパンフレットの記載概要 >

自然と生命のつながりを大切にし社会への貢献、自然への思いやりを目指し皆様とともに、事業に取り組んでまいります。

1) 周辺地域の地質および鉱床

山形・新潟県境地域は主として、古期岩体とこの中に貫入した白亜紀の花崗岩類及び第三紀の火山活動等が断続的に行われ、最終的に第三紀から現世にいたる体積岩層が分布している。

結論

- 鉱石以外の有用鉱物としてゼオライト系の鉱物を含む母岩が存在する。
- これらは、麦飯石、大広石などのように利用されることもあり、環境利用に役立っている。
- 埋蔵量はその岩体に対応して最低 5000 万 t は推定される。

< 「鉱物担保証券申込書」の記載概要 >

- ・事業地：山形県鶴岡市 面積 27,074R の鉱区
- ・1口の金額：金 100,000 円
- ・募集人数：200 名
- ・償還期間：2 年
- ・本申込書記載事項を承認の上、上記の証券を申し込みいたします。
- ・配当金受取口座
- ・合同会社 天然資源開発コンサルティング

< 「鉱物担保証券」の記載概要 >

- ・この証券は記名者が権利を有することを証する